

# 総務常任委員会

平成25年9月18日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|        |       |       |
|--------|-------|-------|
| ◎木澤 正男 | ○小林 誠 | 中川 靖広 |
| 吉野 俊明  | 嶋田 善行 | 小野 隆雄 |
| 坂口 徹   |       |       |
| 中西 議長  |       |       |

## 2. 理事者出席者

|             |       |             |       |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 町 長         | 小城 利重 | 副 町 長       | 池田 善紀 |
| 教 育 長       | 清水 建也 | 総 務 部 長     | 乾 善亮  |
| 総 務 課 長     | 黒崎 益範 | 同 課 長 補 佐   | 谷口 智子 |
| 同 課 長 補 佐   | 安藤 晴康 | 企画財政課長      | 面卷 昭男 |
| 同 課 長 補 佐   | 松岡 洋右 | 同 課 長 補 佐   | 福居 哲也 |
| 税 務 課 長     | 加藤 恵三 | 同 課 長 補 佐   | 真弓 啓  |
| 会 計 管 理 者   | 西川 肇  | 監 査 委 員 書 記 | 山崎 篤  |
| 教 委 総 務 課 長 | 山崎 善之 | 生涯学習課長      | 佃田 眞規 |
| 同 課 長 補 佐   | 東浦 寿也 | 同 係 長       | 平田 政彦 |

## 3. 会議の書記

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 藤原 伸宏 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|--------|-------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、吉野委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、中川委員、吉野委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります、（1）議案第37号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政  
課長

おはようございます。

それでは、議案第37号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政  
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきましてご説明をさせていただきました内容と相違はございませんが、本日は、補正予算書によりまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金では、第1目地方特例交付金で、平成25年度の減収補てん特例交付金の決定により、138万3千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第10款地方交付税、第1項地方交付税では、第1目地方交付税で、平成25年度の普通交付税額の決定により、5,748万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、第5目土木費国庫補助金で、既存木造住宅に係る耐震診断及び耐震改修支援事業の実施見込件数が当初見込みを上回ることから、社会資本整備総合交付金61万2千円の増額補正をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

第15款県支出金、第2項県補助金では、第3目農林水産業費県補助金で、溜池の耐震性等の緊急一斉点検において、新たにいかるが溜池が採択される見込みから、震災対策農業水利施設整備事業費補助金200万円の増額補正をお願いするものであります。

第5目土木費県補助金では、土木費国庫補助金と同様の理由により、既存木造住宅耐震改修支援事業費補助金等30万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第17款寄附金、第1項寄附金では、第1目寄附金で、ふるさと納税として、また、生き生きふれあいメモリアルベンチにご寄附をいただいたことから、第3節都市計画費寄附金で3万円、第4節総務費寄附金で22万円、第5節農林水産業費寄附金で1万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第19款繰越金、第1項繰越金では、第1目繰越金で、平成24年度会計の決算剰余金の確定により、3億6,273万5千円の増額補正をお願いするものであります。

9ページにお移りいただけますでしょうか。

第20款諸収入、第5項雑入では、第5目雑入で、平成24年度の福祉医療費助成事業県補助金の精算により追加交付を受けることから、109万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款町債、第1項町債では、第5目臨時財政対策債で、本年度の発行額が確定したことから、1,120万円の減額補正をお願いします。

以上が、歳入に関わる予算補正の内容となっております。

10ページをお開きいただきますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費では、第3目財政管理費で、生き生きふれあいメモリアルベンチにご寄附をいただいたことから、第18節備品購入費10万円の増額補正をお願いします。

第6目企画費では、文化振興基金にいただいた寄附金の積立てとして、第25節積立金12万円の増額補正をお願いします。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第5目医療対策費で、平成24年度の福祉医療費助成事業の県補助金の精算に伴い、追加交付を受けることからその財源振り替えと、超過交付分を返還することから、第23節償還金利子及び割引料26万1千円の増額補正をお願いします。第8目障害福祉費では、平成24年度の障害者自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を返還することから、第23節償還金利子及び割引料239万7千円の増額補正をお願いします。

第9目ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、冬季にはセンター前の駐車場が混雑する場合があります、施設利用者の利便性の向上を図るため、第2駐車場への歩行者用通路を拡幅し、自動車の通行を可能とする改修を行ってまいりたいことから、第15節工事請負費251万3千円の増額補正をお願いします。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

第5款農林水産業費、第1項農業費では、第1目農業委員会費で、農業振興に希望された寄附金1万円の財源振替をお願いしております。第4目土地改良事業費では、歳入で申しあげましたとおり、新たにいかるが溜池が補助採択される見込みから、第13節委託料200万円の増額補正をお願いします。

次に、第6款商工費、第1項商工費では、第2目商工業振興費では、

斑鳩町商工会において、地元の消費拡大と消費者の流出の防止などを図ることを目的に10%の割増金をつけた斑鳩プレミアム商品券の発行を計画されており、この10%の割増金のうち、1%をプレミアム商品券発行補助金として支援してまいりたいことから、第19節負担金補助及び交付金15万円の増額補正をお願いするものであります。

なお、商品券取扱店につきましては、9月17日現在で78店舗となっているところでございます。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費では、第1目都市計画総務費で、既存木造住宅耐震診断及び耐震改修支援事業において、当初見込みを上回る要望があることから、耐震診断支援事業で5件分22万5千円、耐震改修支援事業で2件分100万円、あわせまして122万5千円の増額補正をお願いするものであります。第7目景観保全対策事業費では、自然環境の保全と活用及び風景・景観の形成に希望された寄附金3万円の財源振替をお願いしております。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正から生じる財源4億590万9千円を留保させていただくものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表地方債補正でございます。

歳入のところで申しあげましたとおり、臨時財政対策の本年度の発行額が確定したことにより、起債の限度額を4億9,430万円とする補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

企画財政  
課長

以上で、議案第37号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようよろしくお

願ひ申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 説明してもらって、ちょっと聞き逃したんかもわかりませんが、10ページの目の3で、財政管理費の10万円の補正で備品購入費、庁用備品新ってあるんですけど、この10万円っていうのは何でした。

企画財政課長 この第18節備品購入費なんですけど、これはメモリアルベンチの設置の備品購入費となっております。以上でございます。

委員長 他にございませんか。 小野委員。

小野委員 私は、担当の常任委員会でも言っていましたけど、商工費の中にプレミアム商品券発行補助金のこと、いろいろ最初、事前の委員会で報告を受けた時と、頑張っていたいなということ、喜んでおりますが、ぜひとも所期の目的がね、確実に達成できるよう、商工会自体の活性化を図っていただいて、町長もおっしゃっている商工業者の活性化といえますか、その起爆剤となるようにということで、この事業が成功することを願っておりますが、3か月ほどの間の事業ですが、やっぱりだめやっぺんということにならないようにね、これから更に発展して、商工業者が商工会を中心に活性化を図ってもらえるよう努力してもらいたい、そういうことを申しあげておきますので、よろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、陳情第2号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備等に関する要望書について、ご説明をさせていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務局長 2枚目の要旨をご覧いただきたいと思います。

ご要望の内容でございますが、「理科教育振興法」理科教育設備整備の充実のためにということで、1点目は、平成25年度理科教育振興法補助金予算の追加申請をお願いします。

2点目としまして、平成26年度理科教育設備整備予算の増額計上をお願いします、ということでございます。

全国の児童・生徒たちが、新学習指導要領に沿った観察・実験授業を十分にできるよう、積年の老朽化した実験器具の更新など、学校の理科設備の整備充実を強く要望いたします、という要望内容でございます。

理由の朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長 ただいま局長から説明がありましたが、この陳情第2号については、小・中学校の新学習指導要領に沿った理科教育設備の整備充実を要望されているものです。委員皆様のご意見をお聞きする前に、斑鳩町の小・中学校における新学習指導要領に沿った理科教育設備の整備状況につい

て、あらかじめ理事者から説明をお聞きし、その上で審議に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、理事者の説明をお願いいたします。 山崎教育委員会総務常任委員会課長。

教委総務課長 本町の理科教育設備整備費等補助金の活用状況につきましては、新学習指導要領の移行に備えるため、平成21年度におきまして、本事業の補助金を活用し、新学習指導要領に対応した理科備品の購入や老朽化した理科備品の更新を既に行っているところでございます。また、平成25年度におきましては、小・中学校で新たに必要となった備品について、本整備補助金を活用し購入をしております。なお、平成26年につきましても、本補助事業に該当する理科備品があれば、活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 それでは、説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 小林委員。

小林委員 今、理事者からの説明をいただきますと、斑鳩町としてはもう既にこの要望書の願意はもう達成しているのかなというふうに思いますので、まあ趣旨採択という形で十分かなというふうに、私自身は考えます、ということ意見を言わせていただきます。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 今、課長からご報告いただきましたけれども、そしたら、斑鳩町の教育委員会としては、その額で満足しておられるわけですね。

委員長 清水教育長。

教育長 満足、不満足ということで申しますよりもですね、必要に応じてこの制度を利用して購入させていただいておるという状況でございます、



現在のところ、この国の予算の範囲の中で処理できているというんで喜んでいてということでご理解いただきたいと思います。

嶋田委員　そしたら、国の予算が倍になれば、また追加で何か斑鳩町の理科の関係のものの予算を要求されるということもあり得るわけなんですか。

教育長　学校のほうでですね、それぞれ要望する内容によって対応することになる、今現在は足りているという状況でありまして、来年度についていろいろ教育課程の研究等々についてですね、これも欲しいなという新たな要望が上がった場合は、この制度を利用していくということでございます。

嶋田委員　新たな要望があったらということは、そしたら今のことで、今現在は満足されておられるということですね。

教育長　その通りでございます。

嶋田委員　今現在もう満足されておられるんでしたら、別にこれ、意見書として出す必要はないとは思いますが。

委員長　そうしますと、この陳情については、採択、不採択、どちらの。  
嶋田委員。

嶋田委員　趣旨採択でも結構ですし、もう満足されておられるんだから、それはそう、これ、願意は達成されていると、さっき副委員長おっしゃったような感じではとらまえます。

委員長　小野委員。

小野委員　今も同僚委員が質問してて、教育長が答弁しているの聞いてたらね、私はね、これは最初の委員さんがおっしゃったように願意は達成されて

いる、そういう状態だったらね、なにも趣旨採択も何もする必要ないですよ。むしろ、願意が達成されている要望書、請願書ですかね、願意が達成されていると議会が判断したら、否決しなければいけないんですよ。けどね、今、同僚委員がいろいろ教育長に質問されてました。上がったらと。上がってきたらどうですのと。そしたら、現場からそういう要望があったら使うだろうという。私はね、そういう考えでね、教育行政をやってもらっているのはね、ものすごい情けないと思います、はっきり言って。こうしてね、全国でもこのように要望書の採択を願って出してきておられるんですね、こういう研究会が。だからね、斑鳩町ももっと前向きに、能動的に、全く受身で、補助金が下りるからこれをしましよとかいうようなね、そういう姿勢では、私は困ると思うんです。だからね、兩名の方が趣旨採択と。私は、趣旨採択と採択と、それから意味がちょっとわからないんですがね。これを採択をして、そして意見書を出すという、そういうことであるならば、やはり願意は達成されていると、執行部側もそう感じていて、そういう態度でいくんだったら、議会としては、願意が達成されているんだから否決という形をとらなあかんと。そういうことでもうそれ、教育長よろしいですかね。この教育をやっていく、これらを利用して斑鳩の教育行政をね、確立していこうという、そういう姿勢はないんですか。

教育長

積極的に教育委員会側からですね、これを買え、あれを買えといったものではなくてですね、あくまでも学校の教育の内容に沿って、学校側が必要な備品を要望してくる、その中で総合的に町の予算のお金もございますので、どの備品について購入するといったときに、この補助金を利用できるのかできないのかとか、いろいろいるものもございますんで、そういう形で積極的にこの制度を利用していくと、そういう意味で申しあげたものでございます。

小野委員

今回の一般質問の中で、同僚議員もね、教育委員会のあり方についてね、いろいろ質問もされていたと思うんです。そういうね、もう受身の態度でね、現場が希望を上げてきたときにそれを予算をつけるとか、そ

ういうのでは、教育委員会としてね、私は、教育に対しての発展性を期待できないのではないかなと。あくまでもね、教育委員会というのは、現場のことを考えて、これも必要じゃないのかな、そしたらこういうもので補助金を上げるような形を皆さん全国的に動いているんだから、これをやってみましょうと言うて、そして、現場から上がってこないからいいのだという、そういう受身的な態度は、私は、全く良としないんですよ。この中にもPTAの役員をした人間がたくさんいるんですよ。PTAとしてね、その現場における時にね、どういう話があるという、教育委員会はそれを汲み上げなあかんのですよ、もっと積極的に。教育委員会に言うてもしょうがないからもうこれで我慢してるんだとか、はたまたPTA会費からね、そういうものを使っていたということもあって、新聞でもそういうこと騒いだこともありますし、やはり斑鳩町のPTAの中でもね、なぜ会員さんから先生らのこういうものに対してPTA会費から補うんですかと、そういう工夫を、苦心されているんですよ。だからこそね、私はこの前の決算の時にも給食費についてのことも話しました。だから町も給食費に対してはね、全然ノータッチじゃないんですよということで、新聞にも載せるように、皆、そういう形を取りました。だけど、今の答弁聞いてたらね、もう現場から何も上がってこないから今のでオーケーやという、そういうことを私は言ってもらいたくないなと思っておりますがね。

これについて、この陳情についてどう扱うかということなんですがね、趣旨採択という形で、私はまだそういう、教育委員会としては受身でもありますが、上がればいろんなこともできるだろうということを信用してね、趣旨採択されるということに対しては、これは否決するべきものだということは言いませんがね。あえて言いませんがね。その態度、やはりもっと能動的に考えていってほしい。そのことを申しあげておきます。

委員長

すみません。いろいろご意見いただいておりますけども、ちょっと論点を整理したいというふうに思うんですけども。今回、この陳情、本会議から総務常任委員会に付託を受けましてですね、まず、本町の小・中学校

でこの教育指導要領に沿って新たに実験等が必要になった際に、そうした設備が充実されているかという点を確認する点と、もう1点については、全国的に予算が足りてない地域が多分あるのだと思いますが、そうした全国も含めて国の予算を充実してほしいという要望を、要請ですね、を国に上げてほしいと、この2点があると思うんです。いろいろ今お話をお聞きする中で、新学習指導要領に沿った観察・実験の授業というのを整備ですね、については、今、斑鳩町では充実をしていると。さらにですね、年度ごとで学校から上がってくる要望に対して、国の補助金を活用できるものについてはそれを活用して充実をしていくということでお答えがあったと思うんです。そうした点で言いますと、本町でのこの陳情にあります学習指導要領に対応した設備の充実という点では、願意は達成されているかなというふうに思うんですが、もう1点、国のほうに、全国的なことも考えて予算の充実の要望をしてほしいという点について、いろいろ委員さんから意見もあって、趣旨採択という形とか、ちょっとどうしていいだろうかというご意見もありましたけども、パターンとしてですね、今回、本町としての教育施設整備については充実をしているが、この陳情者の意思を尊重して、国に意見書を出すということを含めて採択とするのか、そうか、もうすでに願意は達成しているので、議決は不要だということで、否決、みなし採択は採択のほうですから、否決をするのか、パターンとしてはこういった形が考えられるかなというふうに思うんですけども、できましたら、再度ですね、皆さんに、そういう点も含めてご意見いただければなというふうに思います。

小野委員。

小野委員　先ほど少しちょっと論点をはずれていくようなことも言いましたが、私は、今後、斑鳩の教育ということに対してね、もっと積極的に動いてもらいたい、そういう思いを込めて、これは採択してね、補助金がついてくるように議会としてまとめていただければありがたい、そのように思います。

委員長　他の委員の皆さんは。　小林委員。

小林委員 斑鳩町のほうはこの要望書に対してはもう願意を達成しているということで、それで、他の市町村についてのデータというのは今、手元にもないとは思いますが、実際問題、斑鳩町のように充実している、教育関係については年々関心の高いところですので、充実しているところもあるかなと思うんですよ。そういう中で、他の市町村の状態がわからない中では、意見書の提出するまではいかなくてもいいのかなというふうに、状態が、実態がわからない中で、国が一生懸命やってるかもわかりませんし、やっていないかもわかりません。そういう中で、こういう意見書を出してこられたかもしれませんが、そういう不確定な中で、今の現状があまりわからない中では、別に意見書の提出というところまではいかなくてもいいのかなというふうには、正直なところ思っています。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 斑鳩町の場合は満足しておられるんだから不採択でええんですけども、その子ども達が高校へ行き、大学へ行き、そこで理科全然関係なくなるというわけではないんでね。やっぱりこれは基本的には採択すべき、意見書を出すべきだと私は思っておったわけです。そやけど斑鳩町が満足していると言わはったさかいに困ったなと思って、趣旨採択云々言いましたけど、基本的には採択すべきだと私は思います。

委員長 他の委員さん。 坂口委員。

坂口委員 私も、斑鳩町の場合はいいとはいうものの、やっぱり他のことも考えれば採択していてもいいのではないかと思います。

委員長 今ご意見いただいている中では、陳情については皆さん採択をするというご意見やと思うんですけども、意見書をどうするかということで、意見書までは出さなくてもいいという意見と、意見書も上げるべきだと

いう意見とあると思うんですけど。

中川委員と吉野委員、いかがでしょうか。 中川委員。

中川委員 この要望書ちょっと読ませていただいたら、国に意見書出してほしいというような言葉、どこにも出てけえへんから。

委員長 意見書という言葉は出てきてないですけど、補助金の追加申請お願いしますというあたりで、国に声を上げてほしいのかなというふうに。

私のほうはそう理解していたんですけど、ちょっと、その不足している自治体のほうで追加申請を上げるという理解のほうが正しいようですので、その点は訂正しておきます。

小野委員。

小野委員 私はね、理事者側は満足しているということで報告はしています。だけど私は、その満足は果たして本物の満足なのか。子ども達にとってそれはほんまに満足なのかということには疑問があるんです。だからね、現場にしろ、やはりもう少しあればいいのになというように思っておられるように思います。やっぱり教育に対しては貪欲で行政は進めてもらいたいと、そのように思いますしね。

それとね、満足しているから不採択やという、これは、それも1つの見方なんですがね。それも私は正解やと思いますし、今不足しているところがそうして出されたらいいんだという。そういう要望というのはね、私はここが不足しているかしてないかということに対してはね、やはりいくらあってもよろしいんですよ。せやから斑鳩町としてもやっぱり必要としていると、私はみなすべきだと思いますしね。充実しているという皆さんの考えですがね、もっと貪欲に教育行政は、福祉施策と同じように充実させていくべきだと、そのように思います。だから、こういう要望書が斑鳩町議会に上がってくるということに対しては、積極的に受け止めて採択して意見書をやはり提出していくべきだろうと。それで、これ採択したということはこの陳情者に、斑鳩町議会は採択しましたよという返事だけでいいのかね。私は、やはり採択したという返事の中に

は、どういう行動をしたと、どういうような手配をしたということが必要ではないのかなど。今、意見書を提出してくださいというような陳情書でもないしということなんですがね、このことはやはり国へ意見書を提出してくださいという意味だと思います。それが、不足しているところだけがしたらええだけで、満足しているとか、足りているところは別に出す必要ないというような、そういう議論はするべきではないんじゃないかなど、そのように思います。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時38分 休憩 )

( 午前9時48分 再開 )

委員長 再開いたします。  
他にご意見ございませんか。

( な し )

委員長 私のほうで、先ほど論点整理ということで、いろいろ申しあげましたけども、どうもこの要望書に対する受け止め、見方というのがちょっとずれていたようですので、国の予算に対して、予算を使い切るだけの要望が上がってきていないということで追加申請を求めるといふ要望でしたら、ちょっと見る角度が変わってくるかなというふうに思うんですが。  
中川委員。

中川委員 当町としては、もう追加申請する整備が不必要というか、充実しているということで、この要望書については不採択で結構かなと思います。

委員長 他の委員さんもそれでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、他にご意見もないようですので、お諮りいたします。

斑鳩町におきましては、新学習指導要領に沿った理科教育設備の充実が既になされており、本陳情書については、願意が達成しているということから、本委員会として、この陳情書については不採択とする、否決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、陳情第2号については、当委員会として満場一致で不採択すべきものと決しました。

それでは次に、陳情第3号 「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、陳情第3号 「青少年健全育成基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について、ご説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

( 陳情文書表朗読 )

議会事務  
局長

2枚目の要旨をご覧いただきたいと思います。

陳情趣旨でございますが、地方自治法第99条の規定により、本議会から、国会及び政府において、「青少年健全育成基本法」を早急に制定するよう要望する意見書を提出していただくよう陳情いたします、という内容でございます。

陳情理由の朗読につきましては省略をさせていただきます。

なお、陳情者から、意見書案と意見書を採択した地方議会一覧をあわせて提出を受けております。本日、資料として提出をさせていただきましたので、ご参照いただければと思います。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。



委員長　それでは説明が終わりましたので、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。　中川委員。

中川委員　スマートフォンの関係で、青少年というのか、少女も含めて、いろいろな事件にも巻き込まれているというニュースもね、たびたび見ますので、陳情者の思いを尊重して、採択して意見書を提出すべきだと思います。

委員長　他にございませんでしょうか。　嶋田委員。

嶋田委員　私も、子どもたちを守り、また、導いていくことが、今までおろそかになっていたようには思っております。子ども達の未来が日本の未来であり、また、斑鳩町の子ども達が斑鳩町の将来であるという考えからも、この陳情書を採択し、意見書を出すべきであると思います。

委員長　他の委員皆様はいかがでしょう。　小野委員。

小野委員　同じです。

委員長　他の委員さんも同じ意見でよろしいでしょうか。他にご意見等ございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　そうしましたら、本陳情書については、委員皆様からのご意見をお聞きする中で、当委員会として、採択すべきものとして決することにご異議ございませんか。

(　　異議なし　　)

委員長

異議なしと認めます。

ごめんなさい。すみません。私、ちょっと意見言わせてもらおうと思っていたのを忘れてまして、申し訳ないです。

私自身、表決権はないんですけども、この青少年健全育成法ということで、青少年の健全育成自体は必要だというふうに思うんですが、この間、この青少年健全育成法というのが、国会に提出をするような動きがあったんですが、その方向についていろいろと問題があるということで、法律を作って規制することで青少年の健全育成ができるのかという点ではいろいろな議論もありますし、また、有害コミック等についても、事前検閲になってしまうのではないかという、いろいろなご意見がある中で、私はこの陳情については、反対の立場だということを意見として申しあげておきたいと思います。

それではすみません。戻ります。

それでは、この意見書の発議について取りまとめを行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

( 午前9時55分 休憩 )

( 午前9時59分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

委員皆さんにお諮りしましたところ、今回の陳情採択による意見書発議については、議員発議をお願いをさせていただくということで、まとめさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上で本会議から付託を受けた案件の審査については終わります。

そうしましたら、次に、継続審査案件であります(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

生涯学習

継続審査(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に

課長

関することにつきまして、報告させていただきます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

前回の本委員会にて報告いたしました世界文化遺産登録20周年記念事業「法隆寺を未来にたくす―法隆寺昭和大修理展―」につきましては、昨日で終了し、1,350名の方々に見学をいただきました。そして、この展示会の認識を深めていただくために、8月31日に、法隆寺昭和大修理をよく知る日本建築史研究の第一人者であり、当町の文化財保護審議会の会長を務めていただいております鈴木嘉吉氏に、「法隆寺昭和大修理―古代技術の解明と復原―」という演題で記念講演を行っていただき、270名もの方々の参加を得たところであり、法隆寺昭和大修理について認識を深めていただけたものと考えております。

次に、大人の方を対象とした、考古学を通じて歴史を楽しく学んでいただくことを目的とした斑鳩考古学講座の開催であります。

勾玉づくり講座を9月29日に、また、斑鳩の古墳めぐりを10月6日に開催する予定であります。

次に、11月2日から12月1日を開催期間として準備を進めております秋季特別展「斑鳩 藤ノ木古墳の銅鏡展―鏡副葬の意義をさぐる―」につきましては、銅鏡の意義や種類について知っていただき、藤ノ木古墳の鏡の副葬の歴史的意義を理解していただくことを目的として、藤ノ木古墳の石棺内より出土した四面の銅鏡の里帰り展示を行うとともに、県内の古墳より出土した各時代の色々な種類の銅鏡を関連展示する予定であり、現在、文化庁、奈良県教育委員会、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館等の関係機関にご協力を依頼するとともに、これらの展示に伴う諸手続きを行っているところであります。

また、この展示会にあわせまして、藤ノ木古墳の石室特別公開を11月2日と3日の2日間に開催する予定でもあります。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。

引き続き実施設計の作成を行っているところであります。現在行っております具体的な作業としましては、現地形を活かした整備を行う敷地東側の造成方法、塔基壇や金堂基壇部分における復元礎石の表現手法、また、東屋・トイレ・ベンチなどの便益施設の検討を行っているところ

であります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきましての報告であります。

委員長 報告が終わりましたので、質疑意見があればお受けいたします。ございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査案件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

ここで10時20分まで休憩いたします。

( 午前10時04分 休憩 )

( 午前10時20分 再開 )

委員長 それでは、再開いたします。  
次に、3. 各課報告事項について、(1) 斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご説明をさせていただきます。

斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱につきましては、8月の総務常任委員会でご報告をさせていただいたところではありますが、当総務常任委員会におきましてご指摘を受け、改めさせていただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております資料2の最終ページの要旨のほうから、改めさせていただきました点について、ご説明をさしあげたいと思います。資料2の最終ページの要旨をご覧くださいませでしょうか。

なお、前回から改めさせていただきました箇所につきましては、資料におきまして網掛け表示をさせていただいております。

それでは、1 主な改正内容の(4) 自衛消防団の定義とそれに対する補助金の申請手続の明文化(第10条、第11条関係)についてでございます。

前は「機械器具の整備補助金」としておりましたが、「機械器具の整備点検を含めた運営費補助金」と改めさせていただいております。

次に、2の施行期日(付則関係)についてであります。前は「平成25年9月1日」としておりましたが、「平成25年10月1日から施行する」と改めさせていただいております。

また、資料の1ページからの斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱(案)及び資料の6枚目からの斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表につきましても、先ほど要旨のところの説明をさせていただきました点につきまして改めさせていただいております。

以上で、斑鳩町消防施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
小野委員。

小野委員 前回の委員会でもこの要綱に対しての説明を受けていろいろ議論させてもらった結果、こういう形でということで、私はまあこれで結構だと思うんですよ。こういうことが起きてきた中でね、やはりいろいろな補助金を補助予算等を出してこられるときには、やはり要綱にのっとっているのかと。まず、要綱にのっとっているのかということで、必ずチェックしてもらいたい。まあ、この今、改正されたということも、今年度初めの5月臨時会での補正予算での議論を踏まえて改正してこられた、そのように私は理解してますしね。まず、やはり補正予算を出してくるということに対しては、要綱にのっとって、それで都合が、今の時代とあわないというんだったら、要綱を変えてからその行為に移ってもらいた

い。まあ、緊急性の問題とか、いろいろなこともありますけども、そこからはしっかりとやはり要綱を守ってもらいたい。

実際、今このように私は話してますけど、明日の議会運営委員会で委員長として、今まで要綱どおりやってなかったことも発覚というか、出てきたんで、それをまた委員皆さんに、委員長としてお詫びして、それを改正していくことも提案しようということも打ち合わせの中でやっておりますので、あまりえらそうなことは言われませんが、お互いにそういうことを、きちっとやっていきたいなど、そういう感想を申しあげておきます。

委員長 他にございませんか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

次に、(2) 第4次斑鳩町行政改革前期実施計画について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項の(2) 第4次斑鳩町行政改革前期実施計画につきましてご説明をさせていただきます。

資料の3となっております。恐れ入りますが、1ページをご覧くださいませでしょうか。

本町では、昨年12月、新たな行政改革の指針となる第4次斑鳩町行政改革大綱を策定いたしました。

この大綱は、平成25年度から、平成32年度までの8年間を計画期間として、「住民とともに歩み 開かれた 魅力ある行政の推進」を基本理念とし、「行政経営の改革」「行政サービスの改革」「行財政の改革」の3つを基本方針として掲げ、9つの推進項目を定めております。

本前期実施計画は、大綱に定められた体系に基づき、改革の具体的な取組み内容を取組み項目として設定し、継続的かつ着実に推進していくために策定したものでございます。

本実施計画の概要でございますが、まず、実施計画の推進として、大綱で掲げる3つの基本方針と、それに基づく9つの推進項目の分類に従いまして、178項目の取組みを定めております。なお、その取組み項目は、3ページから6ページにかけて、3 実施計画取組み項目一覧として取りまとめているところでございます。

そして、取組み項目では、取組みの内容、目標設定や年次計画等を定めており、毎年度実施状況を確認・検証して、その結果を住民に公表することで、改革の着実な推進を図ってまいります。

また、社会経済情勢の変化や地方分権の推進などによる状況の変化を的確に反映させ、最新の行政課題に即応した取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、計画期間でございますが、大綱の計画期間である平成25年度から平成32年度までの8年間の前期4か年とし、平成25年度から平成28年度までとしております。

また、数値による目標設定を行うことにより、取組みの現状が瞭然となり、他団体との比較や経年の変化についても把握することが可能となることから、取組み概要と年次計画を極力明記するとともに、可能な限り数値化による目標設定を行っているところでございます。

次に、取組み課題の構成といたしましては、行政改革において、特に重点的に推進すべき課題を重点課題、その他の取組み課題を推進課題と設定しており、本実施計画では、重点課題を48項目、推進課題を130項目設定しているところでございます。

2ページをご覧くださいませでしょうか。

本実施計画の進捗管理にあたりましては、実施計画に基づく各取組み項目の着実な推進を図り、実施内容の具体的な成果と課題を検証するほか、期間中における地方分権改革の進展や国・県による改革など、必要な取組みを反映させ、社会情勢の変化に的確に対応し、さらなる改革の強化を進めることとし、毎年度、ヒアリングを行いながら、本実施計画に基づく取組みを継続かつ着実に推進してまいります。

最後に、推進体制についてでございますが、改革の推進にあたりましては、町長を本部長とする斑鳩町行政改革推進本部を設置し、各部・各

課において主体的な改革の取組みを進めてまいります。

また、大綱では、行政改革の取組みを、住民への説明責任を果たしながら住民とともに進めることとし、実施計画の進捗状況を毎年度、町広報紙や町ホームページなどを通して公表してまいりますこととしております。

なお、それぞれの取組み項目の概要につきましては、7ページ以降に取りまとめておりますので、後ほどご覧いただければと考えております。

以上で、第4次斑鳩町行政改革前期実施計画につきましてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 ちょっと中の具体的なこと、1点だけ聞かせてほしいねんけど。すみません、26ページのね、町管理防犯灯のLED化ってあるねんけど、これが27年度からやねんけど、例えば今年度、来年度、新規で町が管理する防犯灯つけるときにはどないしはるのかな。その辺の考え方について。

委員長 乾総務部長。

総務部長 町が設置させていただく防犯灯につきましては、これまでは蛍光灯ということをつけていたんですけれども、今もう自治会のほうの管理のほうもLEDに替えてきておりますので、町設置の分については、これは計画では一応27年度推進ということで、一斉にというか順次ということですが、やっっていくということの中では計画として上げてますので、ある箇所で新設ということであれば、これはLEDでつけていくという方向で、今考えております。

中川委員 これでは、予定では27年度になったるけど、今、新たに蛍光灯つけて、また27年度に替えるようなね、無駄なことのないように、もう今、新規でつけるところはLEDでつけていっていただけたほうがいいかな



と思いますので、よろしく申し上げます。

委員長 小野委員。

小野委員 関連で。26年度に内容検討というのがね、もう自治会の防犯灯もLED化して、補正予算で、前年度の予算委員会でもそういうことを意向を示しておられたということで、補正予算で、議会もそれで決定したということですけどね。だからね、26年度の内容検討というのは、もうLED化するっていうことはやはりいろいろな環境問題とか、それから電力の消費とかに対してね、大丈夫だということはあるんじゃないかなど。それと、もう少し前倒しした推進が図れないのかなと思うんですが、いろいろな。これはなぜ27年度から推進。まあ、26年度内容検討。それで今、同僚委員が言うたように、新設の場合は当然LEDで設置する、蛍光灯でなくてという意向も聞かせてもらいましたんで。もう内容検討というのは済んでいるし、実施しているということから、自治会も。そういうことから言えば、26年度からもう推進という形でいかれていってもいいんじゃないかなと思うんですが、何かこういう書き方しなければいけない理由があるんですかね。

委員長 池田副町長。

副町長 質問者もご存じのように、小・中学校、幼稚園関係のLED化、今年度設計させていただきまして、26年度から新たに始めます。そういうことから、財政的な面もございまして、1年遅れで防犯灯は追いかけていきたいと考えておりますんで、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、ないようですので、この実施計画につきましては、内容も

多岐にわたり、ページ数も相当ありますので、すぐに全てをご理解いただくのは難しいと思いますので、また各自お読みいただきまして、何かございましたら、直接担当課にお尋ねいただくか、次回以降の委員会でもご意見、ご質問をいただければと思いますので、本日につきましてはこれをもって終わらせていただきます。

次に、（３）災害時における相互応援協定について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 各課報告事項の（３）災害時における相互応援協定について、ご報告申しあげます。

本町におきましては、大規模災害の発生に備え、まず、近畿圏での防災協定締結に向け積極的に取り組んでいるところでございますが、そのような中、和歌山県西牟婁郡上富田町から、災害時における相互応援協定締結の申出を受けている旨、今年６月の総務常任委員会においてご報告させていただいたところでありますが、この申出をお受けし、防災協定を締結させていただくことといたしましたので、ご報告をさせていただきます。

お手元にお配りをいたしております資料４により、ご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料４をご覧ください。

災害時における相互応援協定について（案）。

１、協定の名称は、上富田町・斑鳩町災害時相互応援協定としております。

次に、２、協定の趣旨は、協定町の区域内において災害が発生した場合に、被災した町の要請に応じて応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため協定を締結するものであります。

次に、３、協定の内容についてであります。 （１）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供、 （２）食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに当該提供に必要な資機材の提供、 （３）応援及び救助活動に必要な車両等の提供、 （４）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣等としております。

次に、４、協定締結日についてであります。平成２５年１１月２日、

土曜日を予定しております。

なお、協定書の詳細及び11月2日の締結日のスケジュール、場所などにつきましては、現在調整中であります。

続きまして、上富田町の概要についてご報告をさせていただきます。資料の中段でございます。

(1) 地勢・沿革についてであります。平成20年3月に、町政施行50周年を迎え、和歌山県の南西部に位置し、東・北は田辺市、西・南は白浜町に隣接し、面積は57.49km<sup>2</sup>、平成25年9月1日現在の人口は、15,350人、世帯数は6,496世帯であります。

次に、(2) 財政状況についてであります。平成25年度一般会計予算は56億5,500万円、平成23年度標準財政規模は35億9,351万9千円、平成23年度経常収支比率は89.5%であります。

次に、(3) 消防体制についてであります。上富田消防署(定数23人)、上富田消防団(5分団及び女性分団、団員定数140人)を設置されております。

次に、(4) 自主防災組織の設立状況についてであります。43組合、設立割合43.8%であります。

また、次のページに、上富田町の位置図をつけております。

以上で、上富田町との災害時における相互応援協定につきましてのご説明とさせていただきます。

なお、本町では、大阪府・兵庫県の両太子町、そして、今回、防災協定締結を予定しております和歌山県の上富田町も含め、残る滋賀県及び京都府の市町村で防災協定締結をしてまいりたい旨、今年6月の総務常任委員会でご報告させていただいているところでありますが、現在、滋賀県では、滋賀県愛知郡愛荘町、京都府では京都府与謝郡与謝野町と防災協定締結に向け協議しているところであります。

資料の3ページをご覧ください。滋賀県愛知郡愛荘町の概要についてお示しをしております。

(1) 地勢・沿革についてであります。平成18年2月に、秦荘町と愛知川町と合併した愛荘町は、滋賀県の中央部に位置し、北は彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町、南は東近江市に隣接し、面積は37.95km<sup>2</sup>、

平成25年9月1日現在の人口は21,227人、世帯数は7,360世帯であります。

次に、(2) 財政状況についてであります。平成25年度一般会計予算は87億600万円、平成23年度標準財政規模は56億603万2千円、平成23年度経常収支比率は79.5%であります。

次に、(3) 消防体制についてであります。東近江行政組合消防本部(定数302人)、愛荘町消防団(6分団、団員定数142名)を組織されております。

次に、(4) 自主防災組織の設立状況についてであります。30組織、設立割合57%であります。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

京都府与謝郡与謝野町の概要についてお示しをしております。

(1) 地勢・沿革についてであります。平成18年3月に、加悦町、岩滝町、野田川町と合併した与謝野町は、京都府の北部に位置し、北は京丹後市、南は福知山市、東は宮津市、西は兵庫県豊岡市に隣接し、面積は107.04km<sup>2</sup>、平成25年9月1日現在の人口は、23,709人、世帯数は9,148世帯であります。

次に、(2) 財政状況についてであります。平成25年度一般会計予算は109億9,100万円、平成23年度標準財政規模は75億5,702万7千円、平成23年度の経常収支比率は87.0%であります。

次に、(3) 消防体制についてであります。宮津与謝消防組合消防本部(定数97人)、与謝野町消防団(12分団、団員定数383人)を組織されております。

次に、(4) 自主防災組織の設立状況についてであります。24組織、設立割合100%でございます。

以上、災害時における相互応援協定についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。

中川委員。

中川委員 この上富田町さんと愛荘町さんと与謝野町さんとは、うち、当町と、  
なんかそういう関係あるのかな。なんでこの3町で。

総務課長 愛荘町と与謝野町を選定した理由でございますが、まず、災害が発生  
した場合に相互に応援が可能というふうな規模の市町村で選定をさせ  
ていただいております。そして、与謝野町につきましては、全史協の関  
係でご縁があったり、あと、愛荘町の場合は、農業委員会の関係でご縁  
があったりということで、そういったご縁で同一規模のところを選定を  
させていただいております。

委員長 他にございませんか。 小林委員。

小林委員 ある程度のつながりと、似たような規模で選定されたということなん  
ですけれども、そうやってきたら、あえて言いますと、なんか早い者勝  
ちなのかなと。そうなりますとね、斑鳩町にクロネコヤマトさんありま  
すけれども、クロネコヤマトさん、あそこ県とか大きなところとは防災  
協定結ばれますけれども、そうやってきたら斑鳩町とはなかなか、町単  
位とはなかなか防災協定、応援協定とかは結んでいただけないのか、そ  
れか、それともお話をされにいったことがあるのか。なんかふと、これ  
見て話聞いていたら、ちょっとある程度早い者勝ちかなと思いましたの  
で、そうやってきたら、斑鳩町にあるクロネコヤマトが、他の市町村と  
協定じゃないですけども、取られたら損かなというふうに思っ  
てしまいましたので、ちょっとそれについて。

委員長 小城町長。

町長 私のほうから申し入れ等をすれば、おそらく話のはのってくれると思  
います。ただまあそれを、私のほうかてこういう関係で、パン屋さんは、  
昔の敷島パンで、今は郡山の昭和団地にあります。そこは協定をして  
ますし、これずっと見てますと、小さな町でも全国的に何箇所やってい  
る。大阪の河南町でしたら、もう20何箇所全国でやっていますし、今、

飯島町ですね、長野県飯島町は鳥羽と災害協定を結ばれていますし、いろいろとそういう、何かやっぱりご縁というのか。うちはまず近畿で、滋賀・京都・大阪・兵庫。そしてそういう関係を選んでいく中で、特に滋賀県は菜種の関係ですね。菜の花プロジェクト。農業委員会がお願いしています、今、油をしているところが愛荘町の関係等でございますので、そういう関係で愛荘町とか、今、中川委員もご指摘のあったように、あるいは上富田というのは、一時ゴルフ場で問題になった。平群でゴルフ場を作る中で、上富田でゴルフ場するというのは、いろいろな有名な町ですけども、そういうところから、また向こうの町長さんのほうから、斑鳩町へなんとかお願いできへんかということでございますので、そしてお互いにいろいろと連携をしたら。この関係等についても、副町長を初め総務部長等はこの町へ行きながら、そしてまた協定を結ぶ関係等について手順を踏みながらですね、やっていくということでございますので、あえて皆さん方から、またこういうところもありますよということになれば、また我々としてもそういう努力をしながら、できる限り災害協定を、多いほうが私はやっぱりいいと思いますので、そういう努力をしていきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、これをもって質疑を終結いたします。  
次に、(4) 町民プールの利用状況について、理事者の報告を求めます。 佃田生涯学習課長。

委員長 各課報告事項(4) 町民プールの利用状況についてご報告させていただきます。

本年も、町民プールの運営に対しましては、利用者に事故がないよう、安全にご利用いただくことを第一として、施設の運営・維持管理に努めたところであり、大きな事故もなく終了することができました。

それでは、お手元にお配りしております、資料5の町民プール運営状況総括表をご覧くださいませでしょうか。

初めに、1ページ①平成25年度町民プール入場者数についてであります。入場者数の合計は7,851人であり、大人の方が2,724人で全体の約35%で、小人の方が5,127人で約65%の利用となっております。

次に、2ページをご覧ください。②利用者の推移であります。過去5か年の利用者推移を上段に表示しておりますが、昨年度と比較しますと、714人の増となっております。今年は、猛暑日が続いたことや、電力会社から引き続き節電が呼びかけられたこと、また、奈良県浄化センター公園ファミリープールの改修工事が実施されていることから、来場者が増加したものと考えております。

次に、③維持管理費の推移をご覧ください。本年度は、濾過機の修繕など、また、管理棟の耐震診断業務委託を行うことから、年間を通じての警備費や電気代等がまだ確定しておりませんが、昨年度と比較しますと約289万円の増額になると予測しており、約1,019万円の支出になるものと見込んでおります。

次に、3ページの上段の④入場者1人当たりの経費推移をご覧ください。各年度ごとに施設の維持管理に係る経費を入場者数で除した数字であり、本年度は約1,299円となっております。

次に、⑤入場料の推移をご覧ください。過去5年間の入場料総額の推移を示しております。本年度は148万7,820円の収入でございました。

最後に、4ページをご覧ください。⑥天候の推移であります。本年度8月後半には曇りや雨の日がありましたが、その他は晴れの猛暑日が続く、プール運営におきましては、全体的には天候には恵まれたものと考えております。

以上、町民プールの利用状況についての報告であります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 今さらですねんけど、入場料、課長、教えておいてもらえますか。

生涯学習課長 大人の方で350円、小人の方が中学生以下で100円となっております。

中川委員 近隣の町民プールの平均的な入場料っていうのはわかります。

生涯学習課長 ちょっとそこまでは今、把握しておりませんねんけども、生駒市につきましては、午前と午後にわかれておりまして、午前の部が大人の方が200円、小人の方が100円、午後の部が大人の方が300円、小人の方が200円となっております。これは生駒市のプールでございます。

委員長 小城町長。

町長 特にことしは、生駒市は節電を兼ねてですね、家にいるよりもプールをご利用いただきたいということで、無料で、生駒市はことしは特別に。香芝市はことしはプールをやめたということで、また請願書が出てきて、来年度は復活するというようなことになってきておりますし、これもなかなか難しい状況で。ただ問題は平成27年に、おそらく26年か、浄化センターに県民プールができますので、あれはかなり大きなものですから、結局皆さん方、生駒でも、今年は多かったですけども、結局水温が上がってしもて、人が入りすぎてコントロールせないかんということで難しさはあるようございまして、なんぼでも来てもうたらええだけでなしに、水温が上がってしまうんですね。その辺のことを考えますと、やっぱり健康の関係、あるいはまたそういう事故の関係等考えていかなかったら、これも、人来てもうたらええということではなしに、ただ、快適な町民プールというのかまたそういうものをどう維持するかという問題点があると思いますけれど、これからそういうものも研究していきたいと思います。



中川委員 維持管理費が1,020万、それで入場料が150万ほど、約。当町は安いのかなと思ってお聞きしてんけど、よそのほうが安いぐらいやということで。これはこんだけの負担がでてもしょうがないのかなというように気はするねんけどね。もうちょっと維持管理費の負担にならないようなことも考えてもらわな、また今後、町としてもやっぱり、代表監査委員さんも言ってはったけど、7,000万何がしの赤字を減らしていくようなことも考えてほしい言うてはったからね。その点についても、また研究していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。  
他に理事者のほうから報告しておくことはございませんか。  
黒崎総務課長。

総務課長 総務課のほうから1点報告事項がございます。  
奈良県消防広域化の状況についてご報告をさしあげます。  
既に新聞等でも報道されておりますが、ことし9月3日、火曜日に第12回奈良県消防広域化協議会が開催され、37市町村長による、奈良県広域消防組合の設立に関する協議書及び奈良県広域消防組合の設立に伴う協定書についての調印が行われ、奈良県広域消防組合を設立することについて正式に合意がなされました。  
なお、今年12月に予定されておりました設立時期につきましては、財務や給与システム構築の遅れも考慮し、平成26年4月1日に延期することで承認されております。  
以上、奈良県消防広域化の状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑等があればお受けしたいと思いますが。

よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、他に報告していただくことはございますか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 大阪府でなんか避難勧告いうのかな、行政が住民の方に出すメールで、15文字しか入らないから、6箇所の地域を一番最初にメールした時間から言うと、6箇所目の時は16分後っていうような問題で、きょうテレビでやっていたんですけどね、当町のは何文字ぐらい入りますの。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 正確な文字数についてはちょっと、こちらのほうに数値ちょっと持っておりませんが、もう少し入ることになっております。

委員長 暫時休憩します。

( 午前10時56分 休憩 )

( 午前10時58分 再開 )

委員長 それでは再開いたします。  
黒崎総務課長。

総務課長 大阪市のほうのメールにつきましてはエリアメールを採用されてお  
りまして、字数のほうに制限がございますが、当町の防災情報メールにつ  
きましては、字数制限等はありません。

委員長 他にございませんか。 小野委員。

小野委員 私はこの前、決算の時からもいろいろ話してましたが、監査委員さん  
のむすびの中でね、地域集会所建築にかかる坪単価の上限について。私  
もこのことについて、どういう認識でいるのかということでも聞かせてい  
ただいて、その答弁では、建築にかかる坪単価についても補助の上限を  
設ける等一定の基準が必要であるとのことご意見いただいております、補  
助単価の上限につきましては、いろいろ建築価格が変わることから、他  
市町村の事例等について調査研究を行うとともに、担当常任委員会とも  
ご相談申しあげながら一定の基準について検討を進めてまいりたいと。  
監査委員の決算審査の時にもそのような答弁をされていたと聞いており  
ましたが、決算審査の時にね、代表監査委員が口頭でおっしゃったこと  
が、私はこの答弁に対して申しあげたいこととほぼ似ているんですね。  
坪単価の上限を決めよという。文章的には確かに坪単価の上限について  
ということで、坪単価が高いように思われる。そのような坪単価の高い  
施設に対して補助金を交付することは好ましくないというので、このよ  
うに文章的にはなってますけど、代表監査委員さんがおっしゃったのは  
ね、皆聞いておられると思いますけど、私が一般質問でも話したのと同  
じことでね、やはり不必要な建物かどうかという、集会所としてね、必  
要でないものも入っているような建物、そういうものについては細心の  
チェックを入れてくれというようなことをおっしゃったと思うんですが、  
この前も代表監査委員さんが補助的にというんですか、説明とされたこ  
とと、この文章との、担当の課での、私はしっかりとした認識がなかつ  
たように思うんですが、その点について、どのようにね、今後していく  
のか、それがいいのかということをもう検討されましたか。

委員長

池田副町長。

副町長

まず、検討中ということはご理解いただきたいと思います。これについてはもう、今回も提案ありますけども、以前にも、数年前にもご指摘をいただいておりますけども、非常にいろいろな難しい面がありまして、例えば、木造でなんぼって、全体的に決めたら、木造、鉄骨でいくらとなったら、やっぱりその内装関係もあるし、設備関係もまた変わってまいります。設備によって坪単価も変わってまいりますので、難しい面があるかということで、今、建てながらも、そしたらもう、例えばもう主体構造部だけではなんぼという具合にも考えられるし、それらもいろいろ考えて一度、またこちら、案ができましたら、担当のこの総務常任委員会にもお出しして、いろいろ議員さんの意見もお聞きする中でやっていきたいとは今のところ考えておりますので。

小野委員

私は代表監査委員さんが課題というのはね、もう少し奥にもあるんじゃないかなと思っとるんです。結局、補助規定、補助比率も上げてもらいました。以前は2分の1でしたけどね。そこの建設しようとしている自治会についてはその2分の1、今は3分の2ですかね、補助いただいている。残りの3分の1を自治会が金策しなければいけないのでね。だから、そういうぜいたく品とか不要なものとかいうのは、もうその時点で全部削除、チェックを入れているんです。ただ、残念ながらね、こういうことを言ったら語弊があると思いますが、補償というんで、補償で裏打ちをして建てておられるの、多いんです。もう今後はあまりないと思いますけどね。だから、そういう自治会の建物についてはね、やはりゼロなんですよね。自治会負担がゼロという、そういう考えからね、不必要なものまで、不必要な材料を使ってくる、不必要なものを使っていく可能性があるから、監査委員さんは、私は坪単価という言葉でチェックを入れてくれと、そのようにおっしゃっていたように理解しているんですが、その点はどうですか。副町長、どうですか。

委員長

池田副町長。

副町長

今言われましたように、いろいろ補償等の集会所建っております。その場合は、裏負担分は当然補償分として環対から出してありますんで、あまり、補償ということでこちらから言いにくい面もあります。相手方はこれだけのものをしてほしいと。例えば内装をこれだけほしいと、また、床の材料をこんなのにほしいと、天井材をこれにほしいとなったときに、今でしたら、いや、今でしたら、これ高いからちょっと待ってくれとは非常に言いにくい面があるので、そういう具合に町で基準さえ決めておけば、その基準を元にね、監査委員さんは、相手方に、こうありますんでお宅のほうでも努力してくださいと言えますでしょと。今だったら基準も何もないから、ちょっと儉約してください、このお願いだけですんで、それでは弱いので、基準を作っておいたらもっと強く言えますという趣旨で言われておりますんで、同じような趣旨で、根底には同じですんで。こちらが、町が言う根拠を持っておけばもっと言いやすいん違いますかと言われておりますんで、そこらの趣旨をくんで町も考えていきたいと考えております。

小野委員

私は、そういう補償での集会所建設というのに対しては、やはり今、副町長おっしゃるんです。集会所というのは、地域の集会所には、こういう設備でこういうものがあるという基準をですね、早急に作ってもらって、補償と一緒に絡めての集会所建設に対しては、その基準を見せてきちっとやっていって貰いたいと思います。それはぜひ早急にそういう基準を、それこそいろいろな集会所という意味のものはどういうものであるというものに早急に作ってもらいたいなと思いますので、お願いしておきます。以上です。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

そしたら、すみません。私のほうから1点、ちょっとお尋ねしておき

たいんですけども。先日、子ども模擬議会が行われまして、その中で結構、防犯灯の設置を求める声がいくつかあったと思うんです。子どもさんがですね、やっぱり不審者が出て怖いというふうに思っってはったり、塾の帰り道が暗いという意見が出てたんですけども、子どもさんからのいろいろ要望なんかもお聞きして、行政のほうとしてその後、対応はどんなふうにご検討されるでしょうか。

乾総務部長。

総務部長 町が防犯灯を設置していくという件につきましては、当然、自治会の区域外の場所ということになります。これにつきましては、当然、今、委員長が申されたように、例えば夜間で通勤や通学で暗いとか、あるいは不審者につけまわされたとかということがあって、自治会からそういった要望がございましたら、当然、町のほうで設置をしていくと。ただ、場所によったら農地の関係もございますので、農地の耕作物とあるいは防犯の関係のその両面から検討していく必要があるというように思うんですけども、農地の方のご了解を得る中でこれまでも設置をしております。当然、今年度もそういった自治会からの要望もございますし、設置していく方向で今、考えておりますし、これからもそういったことで暗い場所で、通学や通勤、あるいは不審者が出るということであれば、状況を確認する中で、やはり町が設置しなければならないという状況になりましたら、設置をしていくということで考えております。

委員長 そうしましたら、子ども模擬議会だけではないですけども、そういうふうに声があった場合には、現場も確認して、対応していくということで、していただいているというふうに理解しておきたいと思っております。

小野委員。

小野委員 今、総務部長ね、自治会の場所っていうんで、自治会はどこからどこまでっていう線を引いてあると考えるのかね。自治会というのは、そこへ入って来られているところの、住宅の建っているところが自治会ですねん。だから、自治会のエリアっていうのは、きちっと線引き

をされていると、私は考えてないですよ。だから、自治会内かどうかということを検討してとかね。

それともう1点ですね、以前からなんですがね、農地の作物に対してのものすごくいろいろなこと。防犯灯の設置をお願いした時に、農地の方に反対があったらできませんねんとか、そういうことをね、安易に私は言うべきじゃないと思います。だからね、今、もう、いろいろな。それから確かに弊害があったのかもわかりません。農作物のできが悪くなったというそういうことでその地権者が、農家の方が反対されてますからできませんと言うて、そういうことが全体に広がっていったら、子どもらがここがやっぱり暗くて危ないですよと言うてても、こっちから設置しにいかれない。カーブミラーも一緒なんですよ。中が見えるからだめだという反対があったらということではないと。そういうことではね、やはり安全と安心を守っていくためにはね、やはりもっと了解を得なければ。防犯灯とかカーブミラーも一緒やけど、入り口の前へばあんたと立てやんなんのやったら、それはだめやと思いますけどね。内部が見えるからいかんとか、カーブミラーそうですよ。それから防犯灯は農作物に影響があるからだめやとか、そういうことを私はやっていくのは、やはり安全と安心ですかね、それらのことで住民から要望がある、そして必要やということだったらね、もっと積極的に、そういうことがあってもといったらちょっと語弊あるけどね、設置しなければいけない理由をしっかりとって、少しでも、いや、困ると言われたらもうずっと引き上げてくると、そういうことはね、私はするべきでないと思いますけど、どうなんですか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 まず、自治会の範囲のことをございますけれども、これについては当然、今、委員がおっしゃったように、明確な線というのは引かれてないんですけれども、自治会長さんに一応紹介をさせていただく中で、これ、平成21年度ですけれども、その自治会のエリア図というのを一応出していただいておりますので、一応それを基にして、一応自治会の中、自

治会の外というふうに、町としてはそういう判断をさせていただいているというところでございます。これについては当然、家が建ったりして変わってまいりますので、それはその都度エリアはちょっと若干変わってくるという状況でございます。

それから、防犯灯の農作物の影響の関係でございますけど、これにつきましては当然、農作物に影響があるからということで反対やということをつけてないという場所が、恐らく今まではあったかどうかちょっとわかりませんが、最近では当然、時間の関係で、例えばもう12時、JRの近くでしたら電車が終わる、最終便が終わる時間、例えば12時やったら12時半にもう自動的に消えるというふうな防犯灯もありますので、そういった防犯灯をつけているところもありますので、そういったことで、そういうずっと夜中中ついているということではなしに、時間を区切ってつけるという防犯灯も今ありますので、農作物の耕作者の方にはそういった理解も得て、させていただいているという状況でございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、私のほうから2点、お諮りいたします。

まず、継続審査についてでございますが、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。

次に、先進地視察についてでございますが、委員より、協働のまちづくりについて視察のご希望をお聞きしております。副委員長とも相談を



させていただき、検討いたしましたところ、お手元に資料を配布させていただいておりますように、視察先を選ばせていただきました。

滋賀県守山市と大津市につきましては、早くから協働のまちづくりに取り組まれおり、斑鳩町において協働のまちづくり指針を策定されるにあたり、両市で研修をされているところでもございます。

そのようなことから、今回、当委員会として、視察先として選定をさせていただきます。

視察日につきましては、10月25日、金曜日で、午前守山市、午後から大津市を視察したいと考えております。

以上が先進地視察計画の概要でございますが、ただいま申しあげましたように、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配布しております先進地視察計画書のとおり実施したいと思います。これにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、先進地視察計画書に基づき、手続きをとっていただけますよう、お取り計らいをお願いいたします。

それでは、その他についても、これをもって終了いたします。

以上をもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町長

( 町長挨拶 )

委員長

それでは、これをもって総務常任委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

( 午前11時16分 閉会 )